注　実施指針の欄中、「◎」、「◎＊」、「○」及び「―」は、それぞれ次のことを示す。
◎　：実施すべきである。
◎＊：技術的な難易度等を考慮して段階的に実施すべきである。
○　：実施が望ましい。
―　：対象外

別表第3の4中「社内規定」を「社内規程」に改め、同表の5の2⑵ア中「プライバシーにかかわる情報」を「個人情報」に改め、同アイ⑴中「(ｲ)　プライバシー情報」を「(ｲ)　個人情報」に、「通信の秘密を含むプライバシー情報」を「個人情報」に、「プライバシー情報の適切な」を「個人情報の適切な」に、「プライバシー情報の取扱い」を「その取扱い」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に昭和六十二年郵政省告示第七十四号（情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程）第八条の規定による登録を受けている情報通信ネットワークについては、その登録の有効期間までは、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十五号

昭和六十二年郵政省告示第七十四号（情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

第五条⑵中「第１の１の⑴のアからシまで及びト」を「第１の１の⑴のアからシまで及びト」に改める。

○総務省告示第百三十六号

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第七条の五及び様式第二十七の三注4の規定に基づき、通信品質の測定条件を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

一　測定を行う日は、一日のうち、一年間を平均して呼量（一時間に発生した呼の保留時間の総和を一時間で除したものをいう。以下同じ。）が最大となる連続した一時間について一年間における呼量及び呼数又は予測呼量及び予測呼数の多いものから順に三十日とする。ただし、呼量又は予測呼量と呼数又は予測呼数で日が一致しない場合は、事業用電気通信設備の現況を勘案して、より品質の劣化が生じると見込まれる日を選択した三十日とする。

二　測定を行う頻度は、前項の規定により測定を行うこととした日において、一時間ごととする。

三　事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十四条及び第三十五条の四に規定する通話品質については、前二項の規定にかかわらず、第一項の規定により測定を行うこととした日から一日を選択し、一回以上測定を行うものとする。

四　測定箇所その他の測定条件を選定するに当たっては、できる限り、品質の劣化が生じると見込まれる条件となるようにする。

五　測定に当たっての制約のため、やむを得ず、音声伝送役務の品質について、実際のものと異なる測定値を得た場合は、実際のものに近い値となるよう、必要に応じて測定値に補正を行わなければならない。ただし、ネットワーク構成を勘案して、当該補正を行うことが困難である場合は、その理由を記載するものとする。

○総務省告示第百三十七号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

第一項の表三の項中「四八ビット」を「四八ビット以上」に改める。

第一項の表八の項中「四八ビット」を「四八ビット以上」に、「五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二一〇MHz、五、二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz、五、三二〇MHz、五、五〇〇MHz、五、五一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHz」を「五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下」に改める。

第二項の表五の項⑶中「五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二三〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz、五、三二〇MHz、五、五〇〇MHz、五、五一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHz」を「五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下」に改める。

○総務省告示第百三十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十第三号ワ、第四号リ及び第五号リの規定に基づき、平成十九年総務省告示第四十八号（小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

第三項を次のように改める。

三　五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備は、次の各号のいずれかに適合すること。

1　筐（きょう）体の見やすい箇所に、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

2　電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨を当該無線設備に記録し、特定の操作によって当該無線設備の映像面に表示することができるものであること。この場合において、当該特定の操作について、書類等により明らかにするものとする。